

令和 8 年度大阪地方最低賃金審議会

第 371 回総会 会議次第

令和 8 年 7 月 29 日（水） 午前 10 時 00 分
（大阪合同庁舎第 4 号館 2 階 第 2 共用会議室）

1 開 会

2 議 事

- （1）令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について
- （2）大阪府最低賃金の改正決定に係る意見等について
- （3）令和 7 年度大阪府最低賃金の改正決定にかかる答申附帯事項に関する取組
状況報告について
- （4）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第371回総会

(令和 8 年度 第 2 回総会)

資 料 目 次

資料 1	令和 8 年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	P. 1
資料 2	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見・要望	
(2-1)	大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,700円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書 全大阪労働組合総連合	P. 3
(2-2)	大阪府の最低賃金、今すぐ1,700円以上に!!全国一律最低賃金制度の創設を求める要望書 全大阪労働組合総連合	P. 5
(2-3)	地域別最低賃金額改定に対する意見書 一般社団法人大阪タクシー協会	P. 7
資料 3	令和 8 年度大阪府最低賃金の審議の進め方	P. 9
資料 4	令和 7 年度大阪府最低賃金改正決定(答申)附帯事項への取組について	別 冊

令和8年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和8年7月6日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- （1）大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- （2）前記（1）の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- （3）適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- （4）議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

2026年7月17日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

団体名

全大阪労働組合総連合

代表者名

議長 福岡 義博

住 所

〒530-0034 大阪市北区錦4-1-1
国労大阪会館

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額 1,700 円の

早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

厚生労働省が発表した 2025 年度の毎月勤労統計調査によると、実質賃金は前年度比 0.5% 減少しました。1996 年以降 2021 年を除き 31 年にわたって実質賃金の低下が続いています。

世界の先進国の実質賃金は、2000 年から 2022 年にかけて、アメリカで 1.76 倍、フランス 1.76 倍、イギリス 1.69 倍になっていますが、日本は 1.10 倍とこの 30 年間で唯一「賃金が上がらない国」となっています。日本の実質賃金は 1996 年のピーク時と比較して 2022 年の時点で年間 64 万円も減り、30 年前の水準にまで落ち込んでいます。厚生労働省の発表は、そこからさらに実質賃金が落ち込んだことを示しています。

日本を「賃金が上がらない国」にしてしまった背景には、この 30 年の間に低賃金で不安定な非正規雇用で働く人を労働者の 4 割にまで広げ、正社員には長時間労働が押し付けられてきたことがあります。その一方で、大企業の内部留保は 2024 年までの 12 年間で約 228 兆円増え 561 兆円にも膨れ上がっています。また消費税は 5% から 8%、10% へと増税が実施され、消費税収は個人所得課税を上回り税収のトップとなっています。2020 年度以降「社会保障のため」という名目で消費税を増税したのに、増税分は富裕層・大企業減税などの穴埋めに消え、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されてきました。

生計費原則に基づく最低賃金 1700 円の実現を

憲法 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。最低賃金は、第一義的に憲法 25 条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を労働者に保障する金額でなければなりません。事業者が「払えるかどうか」を検討して、労働者に「最低限度の生活を営む」に値する賃金を払うことが困難な場合、国には、憲法 25 条の「福祉増進」義務を果たすべく当該の事業者に対して必要な支援などを実施することが求められます。

30 年にわたる実質賃金の低下と近年の異常な物価高騰は、労働者のくらしに深刻な影響をもたらしています。とりわけ非正規雇用で働く労働者の 7 割を占める女性、その中でも家計の主たる担い手となる非正規雇用の女性 288 万人は、食事の回数を減らすなどおよそ健康で文化的な最低限度の生活からかけ

離れた生活をせざるを得ない状況に追い込まれています。長期に渡る実質賃金の低下は、今や人たるに値する生活を基本的人権として保障する日本国憲法に違反する重大な人権侵害をもたらしています。

大阪労連が生計費試算を再調査した結果、大阪市内に住む 25 歳ひとり暮らしで、普通にくらすために必要な金額は、月額 274,021 円、時間額 1,827 円であることが明らかになりました。このことから、大阪労連は、全国一律最低賃金制度確立の政策提起をはじめ、最低賃金生活体験・生活証言運動などを通じて現行地域別最低賃金の不当な低さを告発し、法定最低賃金の大幅な引き上げを求めてきました。

今求められるのは、中小企業への支援と合わせ、物価上昇を上回る賃金の引き上げです。そして、正規と非正規の賃金格差をなくし、男女の賃金格差、地域間格差を解消することが必要です。

前述した日本の2倍近い額の最低賃金を設けている先進各国をはじめ、世界の最低賃金制度の主流は全国一律です。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく全国一律の最低賃金 1700 円の到達を強く求めるものです。

制度の公平性、信頼性損なう発効日先送り

2025 年の最低賃金改定においては、一部地域で発効日が大幅に遅れる事例が生じ、同一制度の下で働く労働者の間に不合理な新たな地域格差が生じました。「隣県ではすでに引き上げられているのに自県では適用されない」「物価高騰は全国共通なのに賃上げだけが遅れる」といった切実な声が広がっています。最低賃金に依拠して生活する労働者ほど影響を強く受けており、発効日の遅れは生活そのものに直結する問題となっています。

また、最低賃金制度は、すべての企業に賃金下限額を一斉に規制することで、一斉の労務費との価格転嫁を可能とし、見合った価格相場の形成を可能にする制度です。25 年改定のように発効日が分散化されれば、その特定地域の企業は価格相場をつくる機会を逃し、大きな損失を生んでいることに気付くべきです。

発効日の先送り・分散は、制度の公平性および信頼性を損なう重大な問題です。同時に中央最低賃金審議会が示す目安を軽視し、実効性を失わせるものと言わざるを得ません。大阪地方最低賃金審議会としては従来遅くとも 10 月 1 日を発効日としてきた改定日を堅持することが求められます。

記

- 1、物価上昇を上回る賃上げを実現し、すべての労働者が人たるに値する生活ができるようにするために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげ、生計費原則に基づき早期に 1,700 円に到達させること。
- 2、大阪府の最低賃金の発効日について、「公示日から起算して 30 日を経過した日」を厳守すること。
- 3、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 4、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、取適法の周知徹底および更なる改正（罰則強化）による公正取引の推進を政府に求めること。

以上

2026 年度

大阪府の最低賃金、今すぐ 1,700 円以上に！！ 全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書

大阪地方最低賃金審議会会長 殿
大阪労働局局長 殿

● 要 請 趣 旨 ●

労働者のくらしは、異常な物価高騰によって実質賃金が低下し深刻な事態が続いています。特に非正規労働者を中心に低賃金と雇用不安が広がり、暮らせない事態が生じています。

2025 年の最低賃金は、全国加重平均 1,121 円（前年比+66 円、+6.3%）となりました。大阪では、目安通り 63 円引き上がり 1,177 円となり、この改定で約 39 万人が引き上げの対象となっています。

今回の改定では、発効日をこれまでの 10 月 1 日から遅らせる地方が増え、最大 6 カ月遅れの改定になる県が生まれ、同じ最賃額でも年収に大きな違いになり、新たな地域間格差となっています。金額だけ見ると地域間格差が 212 円から 203 円に縮小したように見えても、発効日の違いにより半年にわたって 212 円から 275 円と 63 円も拡大されるため、労働者の生活に深刻な影響を与えています。

全労連が、全国 28 の都道府県（5 万人超）で取り組んできた「必要生計費試算調査」では、都市部は家賃が高く、地方では自動車が必要で交通費が高いため、「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも生計費はほぼ同じであることが示されました。また、大阪労連の約 1 万人の調査では、大阪で 25 歳ひとり暮らしをするには、時給 1,827 円が必要であることが明らかになりました。

最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきです。中小企業支援と最低賃金の引き上げをセットにし、中小企業も労働者も元気になる制度が必要です。「だれでもどこでも安心して生活できる」日本を築いていくことが重要となります。

つきましては、2026 年の最低賃金改定にあたり下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要 請 事 項 ●

1. 大阪府の最低賃金の時間額をいまずぐ、1,700 円以上へと引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
3. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。
4. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。
5. 大阪府の最低賃金の発効日を、「公示日から起算して 30 日を経過した日」を限定とすること。最低賃金法の「決定において別に定める日があるときは、その日」という規定を削除すること。

住所

和泉市府中町二丁目7番5号

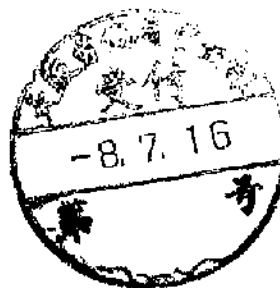
団体・代表者名

和泉市職員労働組合
和泉市留守家庭児童会指導員協会
分会長 官崎清美

【取扱団体】 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報が使用されることはありません。

労 務 第 2 号
令和8年 7月16日



大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会 長 牛島 憲人

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、6月26日に上野厚生労働大臣より諮問を受け、令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について検討されているところであり、大阪におきましても、7月6日に貴審議会へ大阪府最低賃金の改正決定について諮問がなされたところであります。

政府は、6月30日の経済財政諮問会議において「経済財政運営と改革の基本方針2026」の原案が示され、最低賃金については、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標(骨太方針2025)の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」とされております。

タクシー事業者は、国民生活や経済活動の根幹である公共交通機関としての社会的責任の観点から運転者の雇用を維持・確保するとともに事業継続に努力を続けております。

大阪のタクシー事業においては、典型的な労働集約型産業として、総人件費が75%を占めるなど、他産業と比較しても割合が極めて高い構造となっており、また、経営規模についても、保有車両数200両以下、従業員300人以下が約97%、保有車両数30両以下が約36%で、タクシー事業者の大半が中小企業・小規模事業者となっております。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、労働集約型産業であるタクシー事業は、急激な引上げによる人件費の増加については、中小企業・小規模事業者であるタクシー事業者にとっては、経営環境に大きな影響があります。

さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料費の高騰、車両、整備費用の上昇などにより、事業の経費はますます増加しており、事業者をとりまく経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

一方で、近年最低賃金の大幅な引き上げが続くなか、中小企業・小規模事業者においては、賃上げ資源を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされておりますが、タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で決定される制度となっており、他の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な事情があります。

昨年度の最低賃金額は過去最大の引き上げとなりました。今年度も大幅に引き上げられることになると、価格転嫁が困難な業界の事情及び大多数が中小企業・小規模事業者の厳しい経営環境などにより、事業継続を脅かし、深刻な影響を与えかねない状況が想定されます。

貴会におかれましては最低賃金額の改定につきまして、大阪のタクシー業界の現状を十分にご理解いただき、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条第2項の趣旨に基づき、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますよう強く要望致しますのでよろしくお願い申し上げます。

謹白

令和 8 年度 大阪府最低賃金の審議の進め方（案）

大 阪 労 働 局

	本審（総会）	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7 月	第370回審議会総会（第 1 回） 大阪府最低賃金改正諮問 7 月 6 日（月）9：00 4 号館 4 階講堂		7 月 6 日（月） 専門部会委員推薦公示 7 月14日締切 意見聴取公示 7 月21日締切 7 月16日（木） 大阪府最低賃金 専門部会委員任命
		第 1 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月22日（水）10:00 4 号館 4 階講堂	部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について 答申附帯事項に関する取組 状況報告
	第371回審議会総会（第 2 回） ・関係労使意見聴取（陳述） ・R 7 地賃答申附帯事項に 関する取組状況報告 ・中賃の目安伝達 7 月29日（水）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室	第 2 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月28日（火）10：00 4 号館 2 階第 2 共用会議室	金額改正審議
		第 3 回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第 3 回 7 月30日（木）9：30 第 4 回 8 月 3 日（月）9：30 第 5 回 8 月 5 日（水）9：30 2 号館 9 階共用 B 会議室	金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申
8 月	第372回審議会総会（第 3 回） 地域別最賃専門部会審議結 果の報告あるいは令 6 条 5 項適用不可(採決)の場合の 答申 8 月 7 日（金）10：00 4 号館 2 階第 1 共用会議室		答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示（異議申出）
	第373回審議会総会（第 4 回） 異議申出に係る 諮問、答申 8 月21日（金）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室		異議申出締切 5 日答申の場合 8 月20日（木）
9 月～ 10 月			

令和 8 年 7 月 29 日

大阪労働局労働基準部賃金課

令和 7 年度**大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について**

令和7年8月19日 答申 附帯事項

関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

（政府への要望）

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金、中小企業省力化投資補助金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を更に充実させること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行すること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行を踏まえて、更なる取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進すること
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

（大阪労働局への要望）

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を強化し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う 1 月から 3 月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

(政府への要望に対する取組)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金、中小企業省力化投資補助金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を更に充実させること

1 業務改善助成金

- ・令和 7 年 9 月 5 日より、事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。
- ・令和 8 年度より、①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和 8 年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充。②助成率の区分を見直し、4 コース制 (30 円,45 円,60 円,90 円) の賃金の賃金引上げ額を 3 コース制 (50 円,70 円,90 円) に再編。③募集時期を令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年 11 月末日までのいずれか早い日に重点化。

2 キャリアアップ助成金

- ・正社員化コースでは、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

3 働き方改革推進支援助成金

- ・割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算する等の加算制度

4 デジタル化・AI導入補助金(旧IT導入補助金)、中小企業省力化投資補助金(一般型)、ものづくり補助金

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。また、事業場内最低賃金を令和7年度最低賃金改定において示された全国目安額以上に引き上げた事業者に対する加点も新設。

② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行すること

1 経済産業省(中小企業庁)

- ・賃上げ・最低賃金対応をしながら、新製品開発、新設備の導入、販路開拓、従業員の処遇改善や人材確保の取組をすることを応援するため、国の支援制度をまとめた「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設(令和7年10月30日)
- ・9月、3月を「価格交渉促進月間」とし、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施。月間終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施
- ・賃上げ支援キャラバン in 近畿の開催(令和8年1月23日)
中小企業・小規模事業者や支援機関を対象として、賃上げに関する施策の内容を説明するとともに、現地での個別相談会も開催
- ・省力化や生産性向上への第一歩を踏み出すヒントを提供する支援サイト「省力化ナビ」を公開(令和8年3月26日)
- ・省力化等を通じて、生産性を向上させることができるよう、全国のよろず支援拠点内に「生産性向上支援センター」を開設(令和8年4月1日)

2 厚生労働省

- ・地方版政労使会議の開催(令和8年1月23日)
賃上げの流れを定着し強い経済の実現に向けた機運の醸成のため、「賃金引上げ」に向けた構成団体それぞれの取組や支援措置・事例等について議論を行うとともに、賃上げが継続する環境整備に向けた共同メッセージを採択。

3 総務省

- ・令和 7 年 12 月 16 日付、各自治体に対して「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な運用等について」通知。

4 賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

- ・令和 7 年 12 月 22 日に官公需や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底を含む価格転嫁・取引適正化、省力化投資を含む生産性向上、人手不足等、中小企業・小規模事業者が抱える課題の実態を把握し、対応策を検討する関係省庁連絡会議として「第 1 回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を開催。(第 2 回：令和 8 年 4 月 6 日、第 3 回：令和 8 年 6 月 1 日)

③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと

1 経済産業省（中小企業庁）

- ・令和 7 年度補正予算では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、デジタル化・AI 導入補助金や小規模事業者持続化補助金等に 3,400 億円。また、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底として 7.6 億円。さらに、中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資として中堅等大規模成長投資補助金に 4,121 億円。
- ・令和 8 年当初予算では、企業の生産性向上の支援策を強化するとともに、価格転嫁を含む取引適正化を促進することで、賃金向上の実現を目指すとして、中堅・中小企業の賃上げの継続と成長力の抜本強化に 948 億円を計上。

2 厚生労働省

- ・令和 7 年度補正予算では、最低賃金引上げに対応した業務改善助成金による中小企業等の賃上げ支援として 352 億円。また、医療・介護等支援パッケージでは、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業として介護従事者に対して幅広く月 1 万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月 0.5 万円を上乗せ。併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月 0.4 万円の賃上げに相当。これらに必要な予算として 1,920 億円を計上。
- ・令和 8 年度当初予算では、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援するとして「賃上げ」支援助成金パッケージに 1247.5 億円を計上。

④ 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行を踏まえて、更なる取組の強化を図ること

1 経済産業省（中小企業庁）

- ・「下請中小企業振興法」が改正され、「受託中小企業振興法」が施行（令和 8 年 1 月 1 日）。振興基準の趣旨・理念を改めて明記したほか、改正下請法に準じた規定の追加、振興事業計画の活用促進、「下請」等の用語の見直し等を規定。

2 公正取引委員会

- ・「下請代金支払遅延等防止法」が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」が施行（令和 8 年 1 月 1 日）。

（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）

主な改正事項として、特定運送委託の対象取引への追加、従業員基準の規模要件への追加、面的執行の強化として事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与等の規制の見直し。また、親事業者を委託事業者、下請事業者を中小受託事業者等の用語の見直し。

- ・取適法特設サイトの公開（令和 7 年 11 月 7 日）
- ・「令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果の公表（令和 7 年 12 月 15 日）

3 厚生労働省

- ・1 月から 3 月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知。
- ・中小事業者から「買ったたき」に関する情報を把握した場合、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」リーフレットを配付、「取引かけこみ寺」を紹介。

⑤ いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進すること

- ・令和 7 年 7 月、年収の壁対策のさらなる強化・拡充を図るため、キャリアアップ助成金に「短時間労働者労働時間延長支援コース」が創設。これに伴い、従来の「社会保険適用時処遇改善コース」は令和 8 年 3 月末をもって廃止。

(大阪労働局への要望に対する取組)

令和7年度 答申附帯事項の取組のための実施計画

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
周知広報、利活用の促進、履行の確保、下請取引の適正化 ◆監督指導等による履行の確保・支援策の周知（監督署） ◆労働保険新規適用事業所への周知（監督署） ◆関係機関への通報（監督署） ◆最低賃金に係る情報の提供に関する協定に基づく自治体との連携（労働局・監督署） ◆各種会議、集団指導、セミナー、合同就職面接会等での周知（労働局、監督署、ハローワーク）等											
・ 答申後の記者会見	・ 最低賃金のための周知環境整備に関する作業 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ Y o T u b e X の活用による周知	・ 取組状況の報告 ・ 自治体広報誌による周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知	・ 改正行政特定最低賃金額の周知 ・ 賃金減額特例に最低賃金額の周知、虚要請 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知	・ 大阪府内高等学校への周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知	・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知	集中取組期間 ・ 自治体へ最低賃金に係る情報の提供に関する協定の締結勧奨	確定申告会場の周知	労働保険年度更新会場の周知	・ 取組状況の報告 ・ 労働保険年度更新の案内に事業主支援策を掲載し送付		

① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと

1 周知広報の取組

(1) ポスター・リーフレットによる周知

・厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。6月30日現在の配布枚数。

・大阪労働局版リーフレット	約55,900枚
・大阪労働局版特賃リーフレット	約80,000枚
・大阪労働局版近畿リーフレット	約11,290枚
・厚生労働省版リーフレット	約54,600枚
・パンフレット	約10,800枚
・ポスター	約3,100枚



令和7年度大阪局版
地賃リーフレット



令和7年度本省版
地賃リーフレット

令和7年度大阪府内の最低賃金表。表には、大阪府内の各市区町村の最低賃金（時間額）が記載されている。また、表の右側には、最低賃金の引き上げ率や、最低賃金の適用範囲に関する情報が記載されている。

令和7年度大阪局版
特賃リーフレット

近畿各府県の最低賃金表。表には、近畿各府県の最低賃金（時間額）が記載されている。また、表の右側には、最低賃金の引き上げ率や、最低賃金の適用範囲に関する情報が記載されている。

令和7年度大阪局版
近畿最低賃金リーフレット

- ・近畿版は需給調整事業部の派遣セミナー等で配付。近畿各局へもデータを提供し共有
- ・メーリングリストを活用し、421の労働保険事務組合や近畿圏内の80大学・短大へ改正額や事業主支援策等を周知

(2) 大阪府内全市町村に広報誌への掲載を依頼

10月16日から府最低賃金が1177円に改定されます
パート、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。特定の産業には、府最低賃金より高い金額が別途定められている特定最低賃金があります。大阪労働局賃金課 ☎06・6949・6502
(茨木市)

お知らせ
大阪府最低賃金が10月16日に改定

最低賃金
マスコット
キャラクター
チェックマン

改定 時間額1,177円
詳しくは市役所(QRコード)参照

大阪労働局賃金課
☎06-6949-6502か
雇用推進課
☎228-7404 FAX228-8816 (堺市)

府最低賃金改正のお知らせ
10月16日(木)から1177円に改正され全ての労働者に適用されます。
大阪労働局賃金課 ☎06・6949・6502
(寝屋川市)

(3) 各自治体・出先機関、関係機関等にポスター、リーフレット、パンフレット等配架依頼

OSAKA JOB フェア 2026



テクスピア大阪



泉大津市

谷町四丁目駅



大阪市民局 (大阪メトロ)

(4) 金融機関での包括連携協定を活用した取組

- ・大阪信用金庫 広報誌 「だいしん NOW」(1月号)に掲載
- ・大阪信用金庫 大阪府内各支店の電子掲示板へモニター掲示(10月)
- ・池田泉州銀行 大阪府内各支店(81支店)の大阪労働局専用ラックに最賃リーフレットを配架(10、12月)



「だいしん NOW1月号」



池田泉州銀行

(5) 公共交通機関を活用した取組

- ・大阪府内主要駅へポスターを掲出



北大阪急行(桃山台駅)



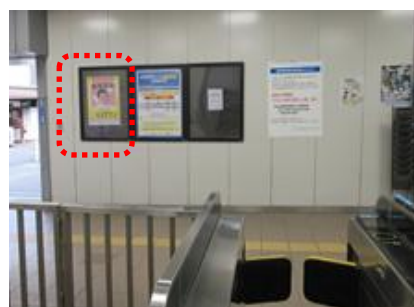
南海(堺東駅)



阪急(千里山駅)



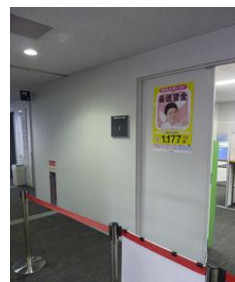
近鉄(大阪阿部野橋駅)



JR(桜ノ宮駅)

(6) 確定申告会場等における周知

- ・大阪国税局へ府内 31 税務署でのポスター掲示、リーフレット配架を依頼。確定申告期間中、各税務署や合同開催会場において周知。また、14 府税・自動車税事務所へも、ポスター掲示、リーフレット配架を依頼。



堺税務署

(7) マスメディア等を通じた取組

- ・答申後、会長と局長による記者会見を開催（令和 7 年 8 月 21 日）
- ・「最低賃金周知・支援期間」の取組を記者発表（令和 7 年 9 月 8 日）
- ・産経ワーキングプレス（産経新聞 発行部数 44 万部）10 月号、12 月号へ掲載（令和 7 年 10 月 19 日、12 月 21 日）
- ・大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信



令和 7 年 8 月 21 日 答申



答申後の記者会見



産経ワーキングプレス



答申



改正決定
及び
支援施策



特定最低賃金

大阪労働局 YouTube チャンネル

(8) その他の取組

- ・大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員への周知協力要請
- ・減額特例許可事業場、過去5年間の最低賃金重点監督による違反事業場に対する周知
- ・大阪労働局主催各種セミナー等においてポスター掲示、リーフレット配付による周知
- ・需給調整事業部から大阪府内の労働者派遣事業、職業紹介事業者へ近畿2府4県最低賃金リーフレットを送付
- ・労働保険新規適用事業場への特賃リーフレットの配付
- ・堺マザーズハローワークの移転等に係る案内、生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップの案内にリーフレットを同封
- ・Osaka Metro や JR の車内デジタルサイネージを活用した周知【新規】



令和8年3月高等学校卒業
予定者対象～合同求人説明会

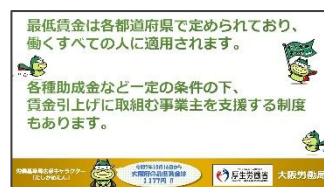


3所合同泉南地域障害者
就職面接会



35歳以上のミドル世代のため
の就職面接会 & 企業説明会

車内デジタルサイネージ



Osaka Metro 御堂筋線



JR 環状線

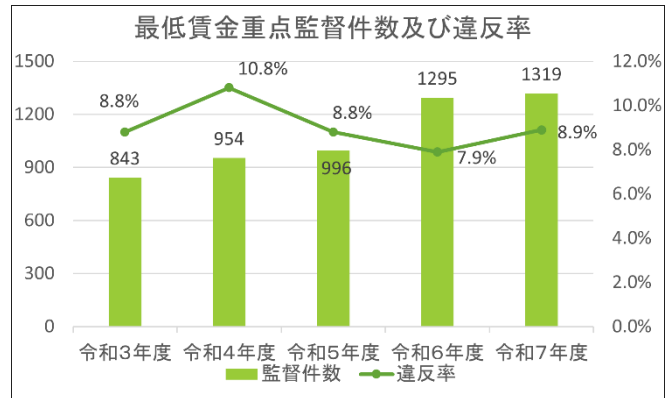
2 履行確保の取組

・最低賃金重点監督

令和8年1月～3月期に実施。各種統計調査や過去の指導状況等から、賃金額が最低賃金額未満のおそれが高いと考えられる事業者を対象に実施



最低賃金重点監督で配付



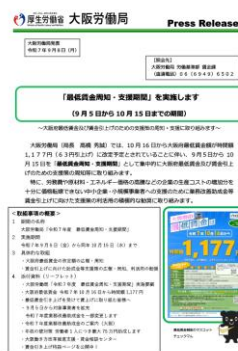
3 検証と課題・今後の取組

大阪府内自治体の協力もあり大阪府内43市町村すべての広報誌に掲載され、広く府民へ周知することができた。引き続き、各関係機関と連携し、大阪府最低賃金額の周知を図っていく。最低賃金重点監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

1 令和7年「最低賃金周知・支援期間（9月5日～10月15日）」の取組を実施

（1）プレスリリースし、大阪労働局の取組について周知



プレスリリース



期間ポスター

- (2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、利活用の促進
- (3) 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」においてセミナーを開催
- (4) 9月上旬、労働基準監督署では、最低賃金引上げの影響を受けやすい業種のうち、小規模事業場を中心に改正最低賃金額や各種支援策についての資料を送付。その後速やかに、署の職員が当該事業場に直接電話にて説明することにより、周知や利活用の勧奨を実施。



- (5) ハローワークでは、求人窓口のほか、所内に改正最低賃金額を記載したリーフレットを掲示・配架して周知。加えて、マイページ登録事業所については、改正最低賃金額、賃金引上げに係る支援策等についても周知を図った。
また、10月16日以降有効な求人票のうち、改正最低賃金額を下回る事業所に対して、10月16日以降の求人票の賃金額の見直しについて指導を行った。
- (6) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し事業主支援策の周知及び活用の促進を図った。
- (7) 助成金センターと連携し、支給決定通知書に大阪労働局版リーフレットを同封し事業主支援策の周知及び活用の促進を図った。
- (8) メーリングリストを活用し、労働保険事務組合へ改正額と事業主支援策について情報の発信をし、周知及び利活用の促進を図った。
- (9) 大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信をし、周知及び利活用の促進を図った。
- (10) 大阪メトロ（御堂筋線・中央線）及び JR 環状線・ゆめ咲線の車内デジタルサイネージを利用し周知を図った。
- (11) 雇用保険事務手続きの手引きへの掲載による周知を図った。【新規】



雇用保険事務手続きの手引き

- (12) ビジネスプラザおおさかにリーフレットの配架を依頼。メールマガジンにて中小企業支援策等について配信【新規】

2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組

助成金の活用、生産性の向上、働きがい高める賃上げ策などの相談に、電話・メール・個別出張訪問等希望に応じて対応。経営相談等に関する相談の場合は、適宜、大阪府よろず支援拠点への取次ぎを行っている。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	2,303	2,239	1,967
セミナー開催数(回)	243	156	125
セミナー参加者数(人)	6,558	5,584	5,590
訪問コンサルティング(件)	2,111	2,347	2,222

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上。

3 労働基準監督署における取組

各労働基準監督署において、労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施。

4 支援策活用状況

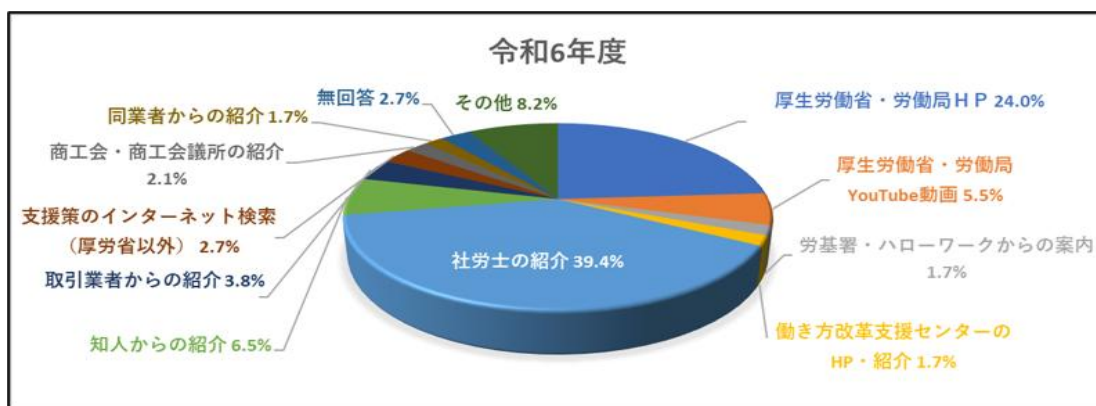
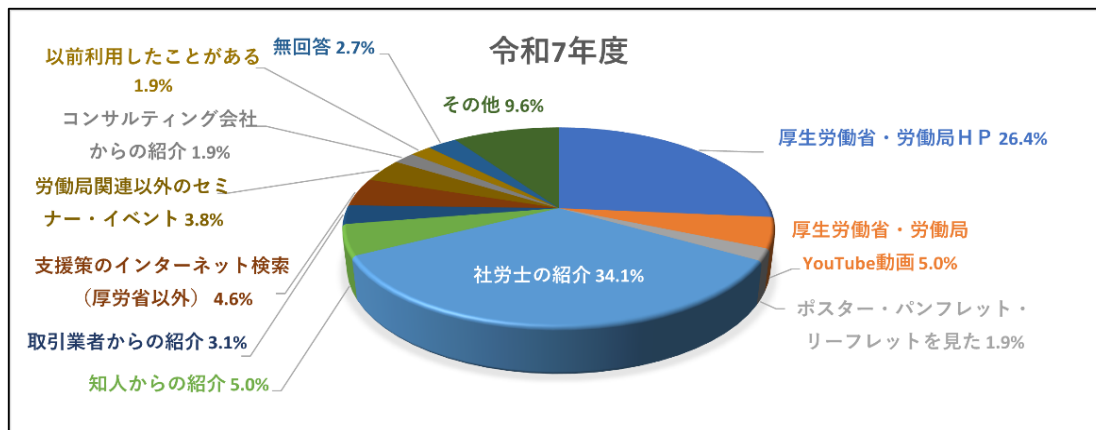
(1) 厚生労働省関連

名 称		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
業務改善助成金	申請件数	1,529 件	1,826 件	1,782 件
	実績件数	1,117 件	1,253 件	1,513 件
働き方改革推進支援助成金 ※成果目標を賃金引き上げとしているもの	申請件数	105 件	144 件	125 件
	実績件数	76 件	111 件	111 件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース、賃金規定等共通化コース)	申請件数	387 件	717 件	816 件
	実績件数	296 件	631 件	777 件
キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース)	計画書提出 件数	986 件	1,763 件	1,249 件
キャリアアップ助成金 (短時間労働者労働時間延長支援コース) ※令和 7 年 7 月新設	計画書提出 件数	—	—	1,300 件
人材開発支援助成金	申請件数	4,922 件	6,899 件	9,505 件
	実績件数	4,461 件	5,559 件	8,553 件

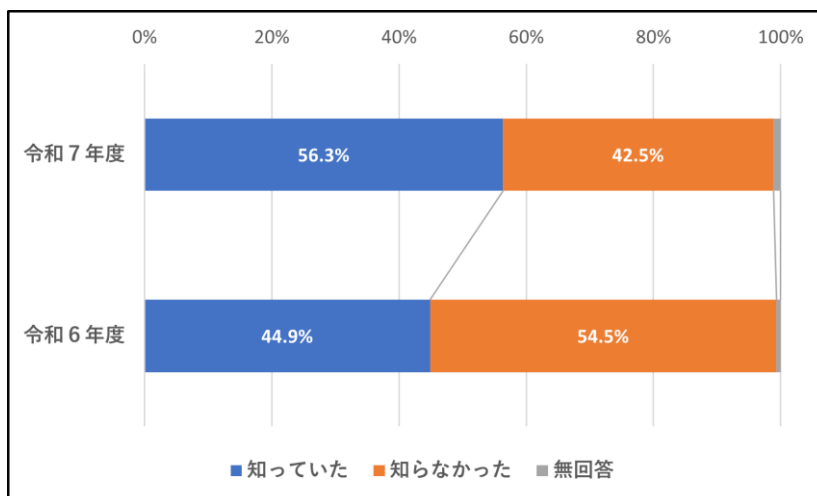
人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース、テレワークコース)	申請件数	6 件	12 件	64 件
	実績件数	6 件	4 件	23 件

(業務改善助成金アンケート結果)

【問】 業務改善助成金を知ったきっかけは何ですか。(複数回答可)



【問】 申請を検討する以前から業務改善助成金の制度があることを知っていましたか。



(2) 経済産業省関連

名 称		令和 5 年度 採択件数	令和 6 年度 採択件数	令和 7 年度 採択件数
小規模事業者持続化補助金		2,491 件	625 件	1,995 件
デジタル化・AI 導入補助金 (旧：IT 導入補助金)		6,788 件	4,956 件	4,218 件
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金		521 件	130 件	152 件
中小企業等事業再構築補助金		1,972 件	226 件	121 件
中小企業省力化投資補助金	一般型	－	未公表	550 件
	カタログ注文型	未公表	未公表	未公表

5 近畿経済産業局との連携

- (1) 厚生労働省、経済産業省所管の支援制度をリーフレット及び労働局ホームページにまとめて掲載
- (2) 近畿経済産業局のメールマガジンにて中小企業施策等について配信
- (3) 近畿経済産業局が開催する合同企業説明会、賃上げ支援キャラバンにてリーフレットを配付

6 検証と課題・今後の取組

厚生労働省関連の助成金の利用率の増加、業務改善助成金アンケート結果により一定の周知広報の成果がでているが、引き続き業務改善助成金等の各種助成金を取りまとめた「賃上げ」支援助成金パッケージ等により、積極的な周知を図っていく。

また、中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」、経営課題などに相談に応じる「よろず支援拠点」等の関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援の周知を図っていく。

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること

1 自治体等への文書による配慮要請

- ・厚生労働省労働基準局長から、改定額、支援施策の周知・広報及び労務費の適切な価格転嫁を踏まえた要請文書を各都道府県知事・政令指定都市市長あてに発出。
- ・大阪労働局においても、大阪労働局長と大阪府知事の連名で政令指定都市以外の府内自治体へ要請文書を送付予定。
- ・大阪労働局労働基準部長名で国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書送付

2 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

- (1) 平成 29 年度に大阪市、令和元年度に堺市、令和 5 年度に枚方市と締結
- (2) 未締結市町村に対し、協定締結の勧奨文書送付

3 検証と課題・今後の取組

政令指定都市を除く大阪府内すべての自治体、在阪行政機関等に対する配慮要請は継続して実施する。最低賃金違反に係る情報の提供に関する協定に基づいた取組を的確に実施する。また、未締結の自治体については、協定の締結の働きかけを行っていく。

- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を強化し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う 1 月から 3 月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

1 関係省庁との連携

- (1) 取引かけこみ寺事業（中小企業庁）

「近畿ブロック情報連絡会議」にてリーフレットを配付し、最低賃金引上げに向けた支援制度等について説明

- (2) よろず支援拠点（中小企業庁）

労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金についても紹介

2 労働基準監督署における取組

- (1) 労働基準関係法令違反が認められた事業主で、
 - ①違反の背景に取適法第5条（委託事業者の禁止行為）違反、独占禁止法第19条（物流特殊指定）違反のおそれがある場合、公正取引委員会又は中小企業庁に通報
 - ②違反の背景に元請による建設業法（下請たたき）違反のおそれがある場合、国土交通省に通報
- (2) 労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案について、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省へ通報
- (3) 中小事業者から「買いたたき」に関する情報を把握した場合、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」リーフレットを配付、「取引かけこみ寺」を紹介
- (4) 1月から3月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知

3 検証と課題・今後の取組

所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き連携を行い、最低賃金違反等の背景を見極め、所管官庁への通報を確実にやっていく。

- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること

現在の取組状況等について厚生労働本省に説明を行い、十分な予算措置が得られるように図る。